

# 固定資産税・都市計画税の特例措置

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い  
事業収入が減少した中小事業者の方へ

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年度分に限り、事業者の保有する事業用家屋や償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

## 要件

令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同時期と比較して下記の割合で減少した中小事業者

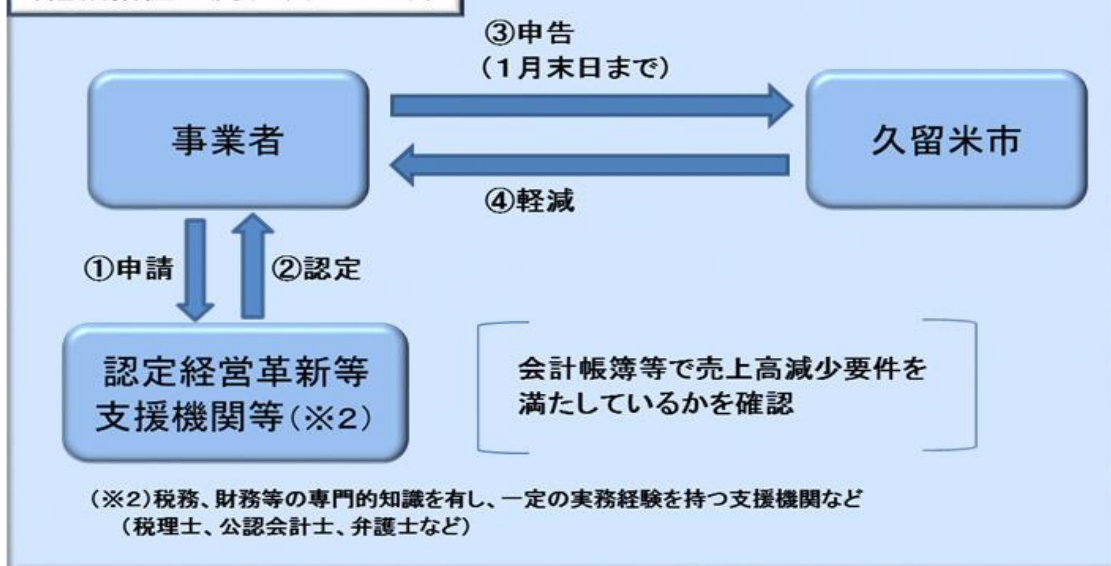
収入の減少		対象部分の令和3年度課税標準額
50%以上	→	ゼロ
30%以上50%未満	→	2分の1

## 対象資産

事業用家屋（居住用部分は除く）及び償却資産

※住宅用家屋は対象外です。また、事業用であっても土地は対象外です。

### 〈軽減措置の流れ(イメージ)〉



## 申告期限について

特例を受けるためには、裏面記載の必要書類を添付し久留米市資産税課への申告が必要です。(感染症予防のため、郵送での申告にご協力下さい)

申告期限：令和3年2月1日(月)

## 必要書類

### ▽認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書

- 認定経営革新等支援機関等に提出した書類一式の写しを添付してください。  
(会計帳簿や青色申告決算書等)

### ▽令和3年度償却資産申告書

- 償却資産について本特例措置の適用を受ける場合に必要となります。  
事業用家屋のみの適用の場合には不要です。

## 制度の詳細について

### 具体的な適用要件や、認定経営革新等支援機関への確認依頼に必要な書類について

▽中小企業庁ホームページ  
「新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います」



### 認定経営革新等支援機関の一覧

▽中小企業庁ホームページ  
「経営革新等支援機関認定一覧について」



### 申告書様式

▽久留米市ホームページ  
「新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の特例について」



【問合せ・提出先】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市役所 市民文化部 資産税課

TEL 家屋評価チーム 0942-30-9013 (直通)

賦課償却チーム 0942-30-9010 (直通)

FAX 0942-30-9753

MAIL [sisanzei@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:sisanzei@city.kurume.fukuoka.jp)